



# 茨城県報

第 3048 号

平成30年11月19日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

●茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (医療人材課)..... 1  
(教育委員会)

●茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則..... 11

●茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則..... 17

### 告 示

●茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定による医療機関等 (医療人材課)..... 18

●身体障害者福祉法に規定する医師の辞退 (障害福祉課)..... 19

●身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更 (障害福祉課)..... 19

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院  
医療) の指定更新 (障害福祉課)..... 22

●青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課)..... 24

●大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課)..... 24

●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)..... 25

●茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 (漁政課)..... 26

●県営土地改良事業の工事の完了 (4件) (農村計画課)..... 31

●道路の供用の開始 (道路維持課)..... 31

### (教育委員会)

●平成31年度茨城県県立高等学校第1学年生徒募集の課程, 学科及び定員..... 32

●平成31年度茨城県県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒の募集..... 39

### 公 告

●開発行為の工事完了 (建築指導課)..... 40

●道路の廃止 (2件) (建築指導課)..... 41

### (警察本部)

●落札者等の公示..... 41

## 規 則

### 茨城県規則第96号

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

## 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則（平成21年茨城県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「、又は同項第6号の規定により医療機関及び診療科を指定し、若しくは指定に係る医療機関及び診療科を変更しようとするとき」を削り、同条第2項中「、又は医療機関及び診療科を指定し、若しくは指定に係る医療機関及び診療科を変更することを決定したとき」を削る。

第14条中「第11条第1項第8号及び第9号カ」を「第11条第1項第7号及び第8号カ」に改める。

第16条の表中「様式第4号（その1）又は様式第4号（その2）」を「様式第4号」に改める。

様式第1号中

卒業後の就業希望地	保健医療圏	を
卒業後の希望診療科等		

卒業後の就業希望地	保健医療圏	に
-----------	-------	---

改め、同様式備考第3項を削る。

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

茨城県地域医療医師修学資金貸与契約書

茨城県 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) と連帯保証人 (以下「丙」という。) と連帯保証人 (以下「丁」という。) とは、茨城県地域医療医師修学資金貸与条例 (平成20年茨城県条例第36号。以下「条例」という。) 第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、茨城県地域医療医師修学資金 (以下「修学資金」という。) の貸与について、次のとおり契約を締結する。

(貸与)

第 1 条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- (3) 交付の時期 毎月

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日 (第 3 条の規定によりこの契約が解除された場合にあっては、当該解除の日) までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(貸与の停止等)

第 2 条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が正当な理由がなく条例第 9 条の規定による学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(契約の解除)

第 3 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除することができる。

(返還)

第 4 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して 1 月以内に、修学資金に第 1 条第 2 項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して 1 年 6 月以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 医師の免許を取得した後、直ちに県内の医療機関において臨床研修 (医師法 (昭和23年法律第201号) 第16条の 2 第 1 項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。) を受けなかったとき (次項の規定により甲が指定した場合を除く。))。

- (4) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき（次項の規定により甲が指定した場合を除く。）。
- (5) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き医師不足地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関であって、臨床研修の修了及び第6条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了（同条第1号に該当する場合を除く。）に当たり甲が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ指定するもの（当該指定後に甲が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関として甲が指定するもの）（以下「指定従事医療機関」という。）において医師の業務に従事しなかったとき（次項の規定により甲が指定した場合を除く。）。
- (6) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき（次項の規定により甲が指定した場合及び第7条第1項第1号に該当する場合を除く。）。
- (7) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間（当該期間が2年を超える場合にあっては、2年。次号カ及び第7条第1項第1号において同じ。）と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間の2分の1に相当する期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき（次項の規定により甲が指定した場合を除く。）。
- (8) 次項の規定により甲が指定した場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。
- ア 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は配偶者（カに規定する義務期間が終了するまでの間に婚姻が解消され、又は取り消された場合にあっては、配偶者であった者）が他県修学資金（本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であって、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関（以下「他県医療機関」という。）で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの（以下「他県指定医療機関」という。）において一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの（知事が指定するものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。
- イ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。
- ウ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事しなかったとき。
- エ 指定従事医療機関において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関において次項の規定により甲が指定した期間（第3項の規定により期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間）（以下「指定期間」という。）医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき（第7条第1項第2号に該当する場合を除く。）。
- オ 他県指定医療機関において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき（第7条第1項第2号に該当する場合を除く。）。
- カ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関及び他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事し

た期間とを合算した期間（第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号，第 2 項並びに第 3 項において「義務期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間に達した場合であって，当該合算した期間のうち，県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の 2 分の 1 に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき（同条第 1 項第 2 号に該当する場合を除く。）。

(9) 医師の免許を取得した後，死亡又は心身の故障により，臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること（以下「医師業務の従事等」という。）ができなくなったとき（第 7 条第 1 項第 3 号及び第 8 条に該当する場合を除く。）。

2 甲は，乙から他県医療機関で臨床研修を受け，又は医師の業務に従事する前に申請があった場合において，次の各号のいずれにも該当するときは，乙が臨床研修の修了に要する期間（当該期間が 2 年を超える場合にあっては，2 年）並びに指定従事医療機関及び他県指定医療機関においてそれぞれ医師の業務に従事する期間を合算した期間と乙が修学資金の貸与を受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間とが等しくなるよう，乙が当該業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 乙が，他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。

(2) 乙及びその配偶者が，指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか，医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。

3 甲は，前項の規定により期間を指定した場合であって，乙と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され，又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは，乙の申請により，同項の規定により指定した期間を変更することができる。

4 第 1 項の場合において，乙は，当該事由が生じた日から起算して 10 日以内に茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則（平成 21 年茨城県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 8 条に規定する修学資金返還申告書を甲に提出し，甲の指示するところにより修学資金の返還の債務を履行するものとする。

（延滞利息）

第 5 条 乙は，正当な理由がなく，修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは，当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ，返還すべき修学資金の額と第 1 条第 2 項の規定により計算した利息の額との合計額につき年 14.5 パーセントの割合（条例付則第 2 項の規定が適用される場合にあっては，同項に規定する割合）で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（返還債務の履行猶予）

第 6 条 甲は，乙が次の各号のいずれかに該当する場合は，当該各号に掲げる事由が継続する間（第 2 号及び第 4 号にあっては，甲が必要と認めた期間に限る。），修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第 3 条の規定によりこの契約が解除された後，引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって，地域医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの（当該認定後に知事が地域医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては，当該変更後の研修として知事が認めたもの）（次条第 2 項において「認定専門研修」という。）を受けているとき。

(3) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか，医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。

(5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき(第4条第2項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(2) 第4条第2項の規定により甲が指定した場合にあつては、乙が医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定期間、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事し、かつ、義務期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したときであつて、当該義務期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき。

(3) 第1号の規定による合算した期間中又は義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事できなかった場合における前項第1号及び第2号の規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関又は当該他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった場合における第1項第1号及び第2号の規定の適用については、乙は、引き続き医師業務の従事等をしてきたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしてきたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(返還債務の裁量免除)

第8条 甲は、乙が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(連帯保証)

第9条 丙及び丁は、この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。

2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があつたときは、直ちに、規則第5条第3項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

(契約の履行)

第10条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲乙丙丁各1通を保有する。

年 月 日

甲	茨城県水戸市笠原町978番 6	
	茨城県知事	印
乙	住所	
	(電話)	)
	氏名	印
丙 (連帯保証人)	住所	
	(電話)	)
	氏名	印
丁 (連帯保証人)	住所	
	(電話)	)
	氏名	印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

## 様式第 8 号中

## 返還事由

- 1 貸与契約が解除されたこと。
- 2 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を取得しなかったこと。
- 3 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定により知事が指定した場合以外の場合であって、次のいずれかに該当すること。
  - (1) 医師の免許を取得した後、直ちに県内の医療機関において臨床研修を受けなかったこと。
  - (2) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったこと。
  - (3) 条例第3条第1号に該当する修学生にあつては、県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事しなかったこと。
  - (4) 条例第3条第2号に該当する修学生にあつては、県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事診療科等において医師の業務に従事しなかったこと。
  - (5) 指定従事医療機関又は指定従事診療科等において医師の業務に従事しなくなったこと。
  - (6) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関又は指定従事診療科等において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間（当該期間が2年を超える場合にあっては、2年。4(6)において同じ。）と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であつて、当該合算した期間の2分の1に相当する期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったこと。
- 4 条例第11条第2項の規定により知事が指定した場合であつて、次のいずれかに該当すること。
  - (1) 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は配偶者が他県修学資金の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったこと。
  - (2) 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったこと。
  - (3) 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関若しくは指定従事診療科等又は他県指定医療機関において医師の業務に従事しなかったこと。
  - (4) 指定従事医療機関又は指定従事診療科等において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において医師の業務に従事する場合にあつては、指定従事医療機関若しくは指定従事診療科等において指定期間医師の業務に従事しなくなったこと、又は指定従事医療機関若しくは指定従事診療科等において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったこと。
  - (5) 他県指定医療機関において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関又は指定従事診療科等において医師の業務に従事する場合にあつては、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関若しくは指定従事診療科等において指定期間医師の業務に従事しなくなったこと、又は他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関若しくは指定従事診療科等において指定期間医師の業務に従事しなくなったこと。
  - (6) 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関又は指定従事診療科等及び他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であつて、当該合算した期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関又は指定従事診療科等において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったこと。
- 5 医師の免許を取得した後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事することができなくなったこと。

を

## 返還事由

- 1 貸与契約が解除されたこと。
- 2 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を取得しなかったこと。
- 3 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定により知事が指定した場合以外の場合であつて、次のいずれかに該当すること。
  - (1) 医師の免許を取得した後、直ちに県内の医療機関において臨床研修を受けなかったこと。
  - (2) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったこと。
  - (3) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事しなかったこと。
  - (4) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったこと。
  - (5) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間（当該期間が2年を超える場合にあっては、2年。4(6)において同じ。）と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であつて、当該合算した期間の2分の1に相当する期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったこと。
- 4 条例第11条第2項の規定により知事が指定した場合であつて、次のいずれかに該当すること。
  - (1) 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は配偶者が他県修学資金の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったこと。
  - (2) 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったこと。
  - (3) 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事しなかったこと。
  - (4) 指定従事医療機関において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において医師の業務に従事する場合にあつては、指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったこと、又は指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関において指

に

- 定期間医師の業務に従事しなくなったこと。
- (5) 他県指定医療機関において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったこと、又は他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったこと。
  - (6) 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関及び他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったこと。
- 5 医師の免許を取得した後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事することができなくなったこと。

改める。

様式第12号中

返還免除事由

- 1 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定により知事が指定した場合以外の場合であって、医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関又は指定従事診療科等において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間（当該期間が2年を超える場合にあっては、2年）と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達し、当該合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したため。
- 2 条例第11条第2項の規定により知事が指定した場合であって、修学生が医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定期間、指定従事医療機関又は指定従事診療科等及び他県指定医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間（以下「義務期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したときであって、当該義務期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関又は指定従事診療科等において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したため。
- 3 1による合算した期間中又は義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったため。

を

返還免除事由

- 1 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定により知事が指定した場合以外の場合であって、医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間（当該期間が2年を超える場合にあっては、2年）と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達し、当該合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したため。
- 2 条例第11条第2項の規定により知事が指定した場合であって、修学生が医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定期間、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間（以下「義務期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したときであって、当該義務期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したため。
- 3 1による合算した期間中又は義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったため。

に

改める。

様式第24号中

臨 床 研 修 施 設	名 称		を
	所 在 地	〒 電話 ( )	

臨 床 研 修 施 設	所 在 地	〒 電話 ( )	に
	名 称		

改める。

様式第25号中

業 務 従 事 医 療 機 関	名 称		を
	所 在 地	〒 電話 ( )	
	従 事 診 療 科		

業 務 従 事 医 療 機 関	所 在 地	〒 電話 ( )	に
	名 称		

改める。

様式第29号中

業 務 従 事 医 療 機 関	所 在 地	〒 電話 ( )	を
	名 称		
	従 事 診 療 科		

業 務 従 事 医 療 機 関	所 在 地	〒 電話 ( )	に
	名 称		

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## (教 育 委 員 会)

## 茨城県教育委員会規則第 8 号

茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年11月19日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則

茨城県県立高等学校学則（昭和35年茨城県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第2条第1項関係）

茨城県県立高等学校の名称、位置、課程、学科及び生徒定員

名 称	位 置	課 程	学 科	生徒定員 (単位:人)		備 考
				学 科	計	
茨城県立高萩 高等学校	高萩市大字高萩	全 日 制	普 通 科	80	80	平成30年度普通科1学級進級時学級減 平成30年度から募集停止
		定 時 制	普 通 科	240	240	午前の部、午後の部 単位制 平成30年度入学者から募集開始
茨城県立高萩 清松高等学校	高萩市大字赤浜	全 日 制	総 合 学 科	600	600	単位制
茨城県立日立 第一高等学校	日立市若葉町三丁目	全 日 制	普 通 科 サイエンス科	480 240	720	単位制
茨城県立日立 第二高等学校	日立市鹿島町三丁目	全 日 制	普 通 科	640	640	平成29年度入学者から英語科1学級を普通科1学級に改編 平成31年度普通科1学級減 平成31年度普通科1学級進級時学級減
茨城県立日立 工業高等学校	日立市城南町二丁目	全 日 制	機 械 科 電 気 科 情 報 電 子 科 工 業 化 学 科	240 120 120 120	600	
		定 時 制	総 合 学 科	160	160	夜間制 単位制
茨城県立多賀 高等学校	日立市鮎川町三丁目	全 日 制	普 通 科	720	720	
茨城県立日立 商業高等学校	日立市久慈町六丁目	全 日 制	商 業 科 情 報 処 理 科	480 120	600	平成29年度商業科1学級減
茨城県立日立 北高等学校	日立市川尻町六丁目	全 日 制	普 通 科	720	720	
茨城県立磯原 郷英高等学校	北茨城市磯原町磯原	全 日 制	普 通 科	480	480	単位制
茨城県立太田 第一高等学校	常陸太田市栄町	全 日 制	普 通 科	720	720	単位制
		定 時 制	普 通 科	160	160	夜間制
茨城県立太田 第二高等学校	常陸太田市新宿町	全 日 制	普 通 科 商 業 科	160 80	240	平成31年度に佐竹と統合し、 募集停止

茨城県立佐竹高等学校	常陸太田市稲木町	全 日 制	普 通 科	400	400	平成31年度に太田第二と統合し、募集停止
茨城県立太田西山高等学校	常陸太田市新宿町	全 日 制	普 通 科	240	240	平成31年度から募集開始
茨城県立大子清流高等学校	久慈郡大子町大字大子	全 日 制	農 林 学 科 総 合 学 科	120 240	360	単位制 (総合学科) 平成29年度総合学科1学級進級時学級減 平成29年度入学者から森林科学科1学級を農林科学科1学級に改編 平成29年度総合学科1学級減
茨城県立小瀬高等学校	常陸大宮市上小瀬	全 日 制	普 通 科	200	200	平成30年度普通科1学級進級時学級減
茨城県立常陸大宮高等学校	常陸大宮市野中町	全 日 制	普 通 科 機 械 科 情 報 技 術 科 商 業 科	120 120 120 120	480	総合選択制
茨城県立水戸第一高等学校	水戸市三の丸3丁目	全 日 制	普 通 科	960	960	単位制
茨城県立水戸第二高等学校	水戸市大町2丁目	全 日 制	普 通 科	960	960	
茨城県立水戸第三高等学校	水戸市三の丸2丁目	全 日 制	普 通 科 家 政 科 音 楽 科	720 120 90	930	
茨城県立緑岡高等学校	水戸市笠原町	全 日 制	普 通 科 理 数 科	720 120	840	
茨城県立水戸農業高等学校	那珂市東木倉	全 日 制	農 業 科	120	840	
			園 芸 科	120		
畜 産 科	120					
食 品 化 学 科	120					
農 業 土 木 科	120					
生 活 科 学 科	120					
農 業 経 済 科	120					
定 時 制	農 業 科	160	160	昼間制		
茨城県立水戸工業高等学校	水戸市元吉田町	全 日 制	機 械 科 電 気 科 情 報 技 術 科 建 築 科 土 木 科 工 業 化 学 科	240 240 120 120 120 120	960	
茨城県立水戸商業高等学校	水戸市新荘3丁目	全 日 制	商 業 科 情 報 ビジネス科 国 際 ビジネス科	360 240 240	840	

茨城県立水戸南高等学校	水戸市白梅2丁目	定 時 制	普 通 科	480	480	昼間制, 夜間制 単位制
		通 信 制	普 通 科 ライフデザイン科	1,200 160	1,360	
茨城県立水戸桜ノ牧高等学校	水戸市小吹町	全 日 制	普 通 科	960	960	
茨城県立水戸桜ノ牧高等学校常北校	東茨城郡城里町 大字春園	全 日 制	普 通 科	120	120	
茨城県立勝田高等学校	ひたちなか市足崎	全 日 制	普 通 科	600	600	
茨城県立勝田工業高等学校	ひたちなか市松戸町三丁目	全 日 制	総 合 工 学 科	720	720	単位制
茨城県立佐和高等学校	ひたちなか市大字稲田	全 日 制	普 通 科	720	720	
茨城県立那珂湊高等学校	ひたちなか市山ノ上町	全 日 制	普 通 科	120	480	
			会 計 ビジネス科	120		
			起 業 ビジネス科	120		
			情 報 ビジネス科	120		
茨城県立海洋高等学校	ひたちなか市和田町三丁目	全 日 制	海 洋 技 術 科	120	360	
			海 洋 食 品 科	120		
			海 洋 産 業 科	120		
茨城県立笠間高等学校	笠間市笠間	全 日 制	普 通 科	360	540	
			美 術 科	90		
			メ デ ィ ア 芸 術 科	90		
茨城県立友部高等学校	笠間市大田町	全 日 制	普 通 科	400	400	平成29年度普通科1学級進級時学級減 平成31年度普通科1学級減 平成31年度普通科1学級進級時学級減
茨城県立大洗高等学校	東茨城郡大洗町大貫町	全 日 制	普 通 科 (うち音楽コース)	360 (120)	360	
茨城県立東海高等学校	那珂郡東海村大字村松	全 日 制	普 通 科	480	480	
茨城県立茨城東高等学校	東茨城郡茨城町大字小幡	全 日 制	普 通 科	480	480	単位制
茨城県立那珂高等学校	那珂市後台	全 日 制	普 通 科	480	480	
茨城県立鉾田第一高等学校	鉾田市鉾田	全 日 制	普 通 科	840	840	単位制
茨城県立鉾田第二高等学校	鉾田市鉾田	全 日 制	総 合 学 科	280	280	単位制 平成28年度以前の設置に係るもの 平成30年度に鉾田農業と統合し、募集停止
茨城県立鉾田第二高等学校	鉾田市鉾田	全 日 制	農 業 科	80	640	単位制 (総合学科) 平成29年度の設置に係るもの 平成30年度入学者から募集開始
			食 品 技 術 科	80		
			総 合 学 科	480		

茨城県立銚田農業高等学校	銚田市徳宿	全 日 制	農 業 科 食 品 技 術 科 流 通 情 報 科	40 40 40	120	平成30年度に銚田第二と統合し、募集停止
茨城県立玉造工業高等学校	行方市芹沢	全 日 制	機 械 科 電 気 科 機 械・エ ネ ル ギ ー 科 情 報 技 術 科	160 120 120 120	520	平成30年度機械科1学級減
茨城県立麻生高等学校	行方市麻生	全 日 制	普 通 科	600	600	
茨城県立潮来高等学校	潮来市須賀	全 日 制	普 通 科 商 業 科 地 域 ビ ジ ネ ス 科 人 間 科 学 科	320 80 40 120	560	総合選択制 平成31年度入学者から商業科1学級を地域ビジネス科1学級に改編 平成31年度普通科1学級減
茨城県立鹿島高等学校	鹿嶋市城山二丁目	全 日 制	普 通 科 (うち情報・実務コース)	840 (80)	840	平成31年度入学者から普通科情報・実務コース1学級を普通科1学級に改編
茨城県立鹿島灘高等学校	鹿嶋市大字志崎	定 時 制	普 通 科	480	480	午前の部、午後の部、夜間の部 単位制
茨城県立神栖高等学校	神栖市高浜	全 日 制	普 通 科	480	480	
茨城県立波崎高等学校	神栖市土合本町二丁目	全 日 制	普 通 科 機 械 科 電 気 科 工 業 化 学・情 報 科	240 120 120 120	600	
茨城県立波崎柳川高等学校	神栖市柳川	全 日 制	普 通 科 (うち体育コース)	480 (120)	480	
茨城県立土浦第一高等学校	土浦市真鍋四丁目	全 日 制	普 通 科	960	960	
		定 時 制	普 通 科	160	160	夜間制
茨城県立土浦第二高等学校	土浦市立田町	全 日 制	普 通 科	960	960	
茨城県立土浦第三高等学校	土浦市大岩田	全 日 制	普 通 科 商 業 科 会 計 ビ ジ ネ ス 科 情 報 処 理 科	360 120 120 120	720	
茨城県立土浦工業高等学校	土浦市真鍋六丁目	全 日 制	機 械 科 電 気 科 情 報 技 術 科 建 築 科 土 木 科	240 120 120 120 120	720	
茨城県立土浦湖北高等学校	土浦市菅谷町	全 日 制	普 通 科	720	720	平成29年度普通科1学級減

茨城県立石岡第一高等学校	石岡市石岡一丁目	全 日 制	普 通 科 園 芸 科 造 園 科	720 120 120	960	
		定 時 制	普 通 科	160	160	夜間制
茨城県立石岡第二高等学校	石岡市府中五丁目	全 日 制	普 通 科 生活デザイン科	480 120	600	
茨城県立石岡商業高等学校	石岡市東光台三丁目	全 日 制	商 業 科 情 報 処 理 科	240 120	360	
茨城県立中央高等学校	小美玉市張星	全 日 制	普 通 科 (うちスポーツ科学コース)	600 (120)	600	
茨城県立竜ヶ崎第一高等学校	龍ヶ崎市平畑	全 日 制	普 通 科	840	840	
		定 時 制	普 通 科	160	160	夜間制
茨城県立竜ヶ崎第二高等学校	龍ヶ崎市古城	全 日 制	普 通 科 商 業 科 人 間 文 化 科	240 120 120	480	
茨城県立竜ヶ崎南高等学校	龍ヶ崎市北方町	全 日 制	普 通 科	360	360	
茨城県立江戸崎総合高等学校	稲敷市江戸崎	全 日 制	総 合 学 科	600	600	単位制
茨城県立取手第一高等学校	取手市台宿二丁目	全 日 制	総 合 学 科	720	720	単位制
茨城県立取手第二高等学校	取手市東二丁目	全 日 制	普 通 科 家 政 科	360 120	480	
茨城県立取手松陽高等学校	取手市小文間	全 日 制	普 通 科 美 術 科 音 楽 科	480 90 90	660	
茨城県立藤代高等学校	取手市毛有	全 日 制	普 通 科	720	720	
茨城県立藤代紫水高等学校	取手市紫水一丁目	全 日 制	普 通 科	720	720	
茨城県立牛久高等学校	牛久市岡見町	全 日 制	普 通 科	720	720	
茨城県立牛久栄進高等学校	牛久市東獺穴町	全 日 制	普 通 科	960	960	単位制
茨城県立筑波高等学校	つくば市北条	全 日 制	普 通 科	360	360	平成29年度普通科1学級進級時学級減 平成30年度普通科1学級進級時学級減 平成31年度普通科1学級減 平成31年度普通科1学級進級時学級減
茨城県立竹園高等学校	つくば市竹園三丁目	全 日 制	普 通 科 国 際 科	720 240	960	

茨城県立つくば工科高等学校	つくば市谷田部	全 日 制	機 械 科 ロボット工学科 電 気 電 子 科 建 築 技 術 科	120 120 120 120	480	平成29年度電気電子科1学級減
茨城県立茎崎高等学校	つくば市茎崎	定 時 制	普 通 科	640	640	午前の部, 午後の部, 夜間の部 単位制
茨城県立岩瀬高等学校	桜川市岩瀬	全 日 制	普 通 科 衛 生 看 護 科	400 120	520	平成30年度普通科1学級減
茨城県立真壁高等学校	桜川市真壁町飯塚	全 日 制	普 通 科 農 業 科 食 品 化 学 科 環 境 緑 地 科	120 120 120 120	480	
茨城県立下館第一高等学校	筑西市下中山	全 日 制	普 通 科	840	840	
茨城県立下館第二高等学校	筑西市岡芹	全 日 制	普 通 科	720	720	平成29年度普通科1学級減
茨城県立下館工業高等学校	筑西市玉戸	全 日 制	機 械 科 電 気 科 電 子 科 建 設 工 学 科	240 120 240 120	720	
茨城県立明野高等学校	筑西市倉持	全 日 制	普 通 科	280	280	平成30年度普通科1学級進級時学級減 平成31年度普通科1学級進級時学級減
茨城県立下妻第一高等学校	下妻市下妻	全 日 制	普 通 科	840	840	
茨城県立下妻第二高等学校	下妻市下妻	全 日 制	普 通 科	840	840	
茨城県立結城第一高等学校	結城市大字結城	全 日 制	普 通 科	480	480	
茨城県立結城第二高等学校	結城市大字結城	定 時 制	普 通 科	480	480	午前の部, 午後の部, 夜間の部 単位制
茨城県立鬼怒商業高等学校	結城市大字小森	全 日 制	商 業 科 情 報 ビジネス科	480 120	600	
茨城県立石下紫峰高等学校	常総市新石下	全 日 制	普 通 科	480	480	単位制
茨城県立水海道第一高等学校	常総市水海道亀岡町	全 日 制	普 通 科	840	840	単位制
茨城県立水海道第二高等学校	常総市水海道橋本町	全 日 制	普 通 科 商 業 科 家 政 科	360 240 120	720	
茨城県立八千代高等学校	結城郡八千代町大字平塚	全 日 制	総 合 学 科	600	600	単位制

茨城県立古河第一高等学校	古河市旭町二丁目	全 日 制	普 通 科	240	840	
			流通ビジネス科	360		
			会計ビジネス科	120		
			情報ビジネス科	120		
		定 時 制	普 通 科	160	160	夜間制
茨城県立古河第二高等学校	古河市幸町	全 日 制	普 通 科	600	720	
			福 祉 科	120		
茨城県立古河第三高等学校	古河市中田新田	全 日 制	普 通 科	720	720	
茨城県立総和工業高等学校	古河市葛生	全 日 制	機 械 科	240	480	
			電 子 機 械 科	120		
			電 気 科	120		
茨城県立三和高等学校	古河市五部	全 日 制	普 通 科 (うちヒューマンサ-ビスコース)	480 (120)	480	
茨城県立境高等学校	猿島郡境町清水台	全 日 制	普 通 科	720	720	
茨城県立岩井高等学校	坂東市岩井	全 日 制	普 通 科	520	520	平成31年度普通科1学級減 平成31年度普通科1学級進級時学級減
茨城県立坂東総合高等学校	坂東市逆井	全 日 制	総 合 学 科	320	320	単位制 平成30年度総合学科1学級進級時学級減
茨城県立守谷高等学校	守谷市大木	全 日 制	普 通 科	720	720	
茨城県立伊奈高等学校	つくばみらい市福田	全 日 制	普 通 科	720	720	

(注) 学級定員は40人とする。ただし、茨城県立水戸第三高等学校音楽科、茨城県立笠間高等学校美術科及びメディア芸術科並びに茨城県立取手松陽高等学校美術科及び音楽科は30人とする。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

茨城県教育委員会規則第9号

茨城県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年11月19日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

茨城県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

茨城県立特別支援学校学則(昭和46年茨城県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1 茨城県立水戸聾学校の項中「18」を「24」に改め、同表茨城県立友部特別支援学校の項中「136」を「120」に改め、同表茨城県立石岡特別支援学校の項中

「

普通科	
-----	--

」を「

普通科	120
-----	-----

」に改め、同表茨城県立つくば特別支援学校の項中「184」を

「168」に改める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第1434号

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年茨城県条例第36号）第2条第1項に規定する医師不足地域として知事が定める地域、第11条第1項第5号に規定する地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関について、次のように定め、公布の日から施行する。

なお、平成26年11月21日茨城県告示第1188号で告示した茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定による医療機関等は、廃止する。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和 彦

#### 1 医師不足地域

次の二次保健医療圏（茨城県保健医療計画（平成30年茨城県告示第411号）に規定する二次保健医療圏をいう。）とする。

- (1) 水戸保健医療圏
- (2) 日立保健医療圏
- (3) 常陸太田・ひたちなか保健医療圏
- (4) 鹿行保健医療圏
- (5) 筑西・下妻保健医療圏
- (6) 古河・坂東保健医療圏

#### 2 地域において中核的な役割を担う医療機関

名 称	所 在 地
総合病院土浦協同病院	土浦市おおつ野4-1-1
独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター	土浦市下高津2-7-14
石岡市医師会病院	石岡市大砂10528-25
山王台病院	石岡市東石岡4-1-38
公益社団法人地域医療振興協会石岡第一病院	石岡市東府中1-7
筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保1-3-1
筑波学園病院	つくば市大字上横場2573-1
筑波記念病院	つくば市大字要1187-299
いちほら病院	つくば市大字大曾根3681
医療法人社団双愛会つくば双愛病院	つくば市高崎1008
筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1
水海道さくら病院	常総市水海道森下町4447
きぬ医師会病院	常総市新井木町13-3
J Aとりで総合医療センター	取手市本郷2-1-1

名 称	所 在 地
東取手病院	取手市井野字前土井246
取手北相馬保健医療センター医師会病院	取手市野々井1926
医療法人社団宗仁会病院	取手市岡1493
龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里 1 - 1
牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896
医療法人つくばセントラル病院	牛久市柏田町1589 - 3
医療法人社団光仁会総合守谷第一病院	守谷市松前台 1 - 17
守谷慶友病院	守谷市立沢980 - 1
医療法人美湖会美浦中央病院	稲敷郡美浦村宮地字平木596
東京医科大学茨城医療センター	稲敷郡阿見町中央 3 - 20 - 1

茨城県告示第1435号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり辞退する旨の届出があった。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

辞 退

種目	診療科目	氏 名	医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
肢体不自由	整形外科	渡辺 昭一	渡辺整形外科医院	水戸市東台 1 - 6 - 1	平成28年 6月3日
肢体不自由	外科	鈴木 正明	鈴木医院	常陸大宮市北137 - 3	平成 2 年 3月19日

茨城県告示第1436号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（平成5年茨城県規則第36号）第5条の規定により、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

内容変更（医療機関名、所在地）

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
		医療機関名称	医療機関 所 在 地	医療機関名称	医療機関 所 在 地	
呼吸器機能、 肢体不自由	海老根 廣行	村立東海病院	那珂郡東海村 2081 - 2	医療法人清真 会 丹野病院	水戸市酒門町 仲田4887	平成30年 10月1日
じん臓機能	岩淵 聡	県西総合病院	桜川市鉄田604	地方独立行政 法人 茨城県西部医 療機構 茨城県西部メ ディカルセン ター	筑西市大塚555	平成30年 10月1日

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
		医療機関名称	医療機関 所 在 地	医療機関名称	医療機関 所 在 地	
視覚	国広 和人	県西総合病院	桜川市楸田604	地方独立行政 法人 茨城県西部医 療機構 茨城県西部メ ディカルセン ター	筑西市大塚555	平成30年 10月1日
肢体不自由	中川 司	県西総合病院	桜川市楸田604	地方独立行政 法人 茨城県西部医 療機構 茨城県西部メ ディカルセン ター	筑西市大塚555	平成30年 10月1日
肢体不自由	中原 智子	県西総合病院	桜川市楸田604	地方独立行政 法人 茨城県西部医 療機構 茨城県西部メ ディカルセン ター	筑西市大塚555	平成30年 10月1日
じん臓機能	間瀬 かおり	県西総合病院	桜川市楸田604	地方独立行政 法人 茨城県西部医 療機構 茨城県西部メ ディカルセン ター	筑西市大塚555	平成30年 10月1日
ぼうこう・直 腸、小腸機能	山本 雅由	県西総合病院	桜川市楸田604	地方独立行政 法人 茨城県西部医 療機構 茨城県西部メ ディカルセン ター	筑西市大塚555	平成30年 10月1日
ぼうこう・直 腸機能	池田 治	県西総合病院	桜川市楸田604	地方独立行政 法人 茨城県西部医 療機構 茨城県西部メ ディカルセン ター	筑西市大塚555	平成30年 10月1日
肢体不自由	荒井 孝司	筑西市民病院	筑西市玉戸 1658	地方独立行政 法人 茨城県西部医 療機構 茨城県西部メ ディカルセン ター	筑西市大塚555	平成30年 10月1日
聴覚・平衡・ 音声・言語・ そしゃく機能	梅村 崇	筑西市民病院	筑西市玉戸 1658	地方独立行政 法人 茨城県西部医 療機構 茨城県西部メ ディカルセン ター	筑西市大塚555	平成30年 10月1日

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
		医療機関名称	医療機関 所在地	医療機関名称	医療機関 所在地	
呼吸器機能	田邊 義博	筑西市民病院	筑西市玉戸 1658	地方独立行政 法人 茨城県西部医 療機構 茨城県西部メ ディカルセン ター	筑西市大塚555	平成30年 10月1日
ぼうこう・直 腸機能	坂本 昇	筑西市民病院	筑西市玉戸 1658	地方独立行政 法人 茨城県西部医 療機構 茨城県西部メ ディカルセン ター	筑西市大塚555	平成30年 10月1日
肢体不自由	吉田 瑛紀	筑西市民病院	筑西市玉戸 1658	地方独立行政 法人 茨城県西部医 療機構 茨城県西部メ ディカルセン ター	筑西市大塚555	平成30年 10月1日
肢体不自由, ぼうこう・直 腸, 呼吸器機 能	小野 隆房	医療法人隆仁 会 山王病院	桜川市岩瀬42	さくらがわ地 域医療セン ター	桜川市高森 1000	平成30年 10月1日
聴覚・平衡・ 音声・言語・ そしゃく機能	上村 佐恵子	医療法人隆仁 会 山王病院	桜川市岩瀬42	さくらがわ地 域医療セン ター	桜川市高森 1000	平成30年 10月1日
肢体不自由	瀬戸嶋 政勝	医療法人隆仁 会 山王病院	桜川市岩瀬42	さくらがわ地 域医療セン ター	桜川市高森 1000	平成30年 10月1日
心臓機能	上山 昇	医療法人隆仁 会 山王病院	桜川市岩瀬42	さくらがわ地 域医療セン ター	桜川市高森 1000	平成30年 10月1日
聴覚・平衡・ 音声・言語・ そしゃく機能	今吉 正一郎	医療法人隆仁 会 山王病院	桜川市岩瀬42	さくらがわ地 域医療セン ター	桜川市高森 1000	平成30年 10月1日
ぼうこう・直 腸機能	大塚 吉郎	医療法人隆仁 会 山王病院	桜川市岩瀬42	さくらがわ地 域医療セン ター	桜川市高森 1000	平成30年 10月1日
呼吸器機能	石川 昌英	医療法人社団 桜水会 筑波病院	つくば市大角 豆1761	さくら内科・ 呼吸器内科ク リニック	つくば市桜2 -15-1	平成28年 11月1日
心臓機能	小久保 弘晶	県西総合病院	桜川市楸田604	医療法人恒貴 会協和中央病 院	筑西市門井 1676-1	平成30年 10月1日
呼吸器機能	梶川 大悟	筑波大学附属 病院	つくば市天久 保2-1-1	茨城県立こど も病院	水戸市双葉台 3-3-1	平成30年 10月1日
聴覚・平衡・ 音声・言語・ そしゃく機能	国広 美紀	一般財団法人 茨城県メディ カルセンター	水戸市笠原町 489	まつしろ耳鼻 咽喉科クリ ニック	つくば市松代 4-8-1	平成30年 10月1日
ぼうこう・直 腸機能	山内 敦	茨城県立中央 病院	笠間市鯉淵 6528	株式会社日立 製作所ひたち なか総合病院	ひたちなか市 石川町20-1	平成30年 4月1日

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
		医療機関名称	医療機関 所 在 地	医療機関名称	医療機関 所 在 地	
肢体不自由	藤田 耕三	いばらき診療 所ひたち	日立市久慈町 2-6-37	医療法人安東 クリニック	日立市東大沼 町3-15-5	平成30年 9月20日

## 茨城県告示第1437号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定更新をしたので告示する。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和 彦

名称	所在地	担当する 医療の種類	主として担当する 医師（薬剤師）の 氏名	指定更新 年 月 日
医療法人財団 古宿会 水戸中央病院	水戸市六反田町1136-1	病院・診療所	小 野 陸	平成31年 4月1日
医療法人社団青潤会 青柳病院	水戸市柳町2-10-11	病院・診療所	青 柳 兼 之	平成31年 4月1日
医療法人光風会 回春荘病 院	日立市大みか町6-17-1	病院・診療所	佐 藤 厚 子	平成31年 4月1日
医療法人共助会 猿島厚生 病院	古河市西牛谷737	病院・診療所	木 村 修	平成31年 4月1日
医療法人慈政会小柳病院	古河市稲宮1001	病院・診療所	赤 本 知 康	平成31年 4月1日
医療法人慈政会小柳クリ ニック	古河市東本町4-2-2	病院・診療所	小 柳 賢 時	平成31年 4月1日
社会福祉法人櫛会 旭台病 院	石岡市旭台1-17-26	病院・診療所	朝 倉 真紀子	平成31年 4月1日
ほりかわクリニック	つくば市筑穂2-11-1	病院・診療所	堀 川 紀 子	平成31年 4月1日
勝田病院	ひたちなか市中根5125-2	病院・診療所	浦 川 陽 一	平成31年 4月1日
公益財団法人 鹿島病院	鹿嶋市平井1129-2	病院・診療所	高 濱 浩 輔	平成31年 4月1日
医療法人社団恵和会 湯原 病院	稲敷郡阿見町若栗2584	病院・診療所	朝 田 武	平成31年 4月1日
いばらき診療所	ひたちなか市高場5-3-7	病院・診療所	廣 田 桜 子	平成31年 3月28日
慈愛堂薬局	水戸市南町3-1-21	薬局（調剤）	本 多 美知子	平成31年 4月1日
調剤薬局あすなる	水戸市城南3-15-5	薬局（調剤）	相 澤 一 弥	平成31年 4月1日
有限会社セキネ薬局	日立市千石町2-1-9	薬局（調剤）	関 根 剛	平成31年 4月1日
アイン薬局日立田尻店	日立市田尻町3-23-5	薬局（調剤）	小 嶋 鈴 江	平成31年 4月1日
台原福地薬局	日立市台原町2-13-5	薬局（調剤）	福 地 恭 子	平成31年 4月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
スマレ薬局	土浦市桜町3-14-18-102	薬局(調剤)	川上隆生	平成31年4月1日
駅前薬局ウララ3	土浦市大和町9-3 ウララ3ビル1F	薬局(調剤)	清水泰子	平成31年4月1日
土浦調剤薬局	土浦市下高津1-21-50	薬局(調剤)	埴成美	平成31年4月1日
イソハタ薬局本町店	古河市本町3-1-31	薬局(調剤)	五十畑孝治	平成31年4月1日
イソハタ薬局中央町店	古河市中心町1-2-34	薬局(調剤)	五十畑陽二	平成31年4月1日
パワー調剤薬局石岡店	石岡市杉並2-2-18	薬局(調剤)	藤岡江津子	平成31年4月1日
株式会社外山長兵衛商店 かしわや薬局	下妻市下妻丁101	薬局(調剤)	外山仁	平成31年4月1日
有限会社久米薬局	常陸太田市久米町173-1	薬局(調剤)	草野朋子	平成31年4月1日
みつばち薬局	笠間市旭町107-4	薬局(調剤)	雨宮美由紀	平成31年4月1日
アイン薬局牛久柏田店	牛久市上柏田4-59-4	薬局(調剤)	村上淳	平成31年4月1日
あす薬局筑波店	つくば市高見原1-2-33	薬局(調剤)	谷智美	平成31年4月1日
アイン薬局つくば上横場店	つくば市上横場2573-128	薬局(調剤)	高橋輝	平成31年4月1日
あんず薬局	ひたちなか市津田東2-7-15	薬局(調剤)	黒崎貴之	平成31年4月1日
みやわき健康薬局	鹿嶋市宮中2048-20	薬局(調剤)	宮脇雅子	平成31年4月1日
鹿島中央薬局	鹿嶋市宮中359-6	薬局(調剤)	大寄勉	平成31年4月1日
クローバー薬局協和	筑西市横塚938	薬局(調剤)	山口裕司	平成31年4月1日
つかもと調剤薬局明野南店	筑西市中上野712-4	薬局(調剤)	中島繁樹	平成31年4月1日
やまぐち薬局関城店	筑西市舟生1059	薬局(調剤)	山口浩司	平成31年4月1日
やまぐち薬局野殿店	筑西市野殿1457	薬局(調剤)	山口克子	平成31年4月1日
株式会社田宮薬局	筑西市甲852	薬局(調剤)	田宮良知	平成31年4月1日
翠誠堂大衆薬局	神栖市溝口4873-238	薬局(調剤)	大槻雄信	平成31年4月1日
調剤薬局アネシス	小美玉市田木谷935-106	薬局(調剤)	廣川泰之	平成31年4月1日
とうかい薬局	那珂郡東海村石神内宿1722-1	薬局(調剤)	黒澤一欽	平成31年4月1日
SFC薬局おおつ野ヒルズ店	土浦市おおつ野8-2-22	薬局(調剤)	安田剛	平成30年9月27日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
つばさ薬局	守谷市松前台1-16-10	薬局(調剤)	八藤後 祐子	平成30年10月13日
谷井田薬局	つくばみらい市谷井田1077-3	薬局(調剤)	飯塚 伸泰	平成31年3月16日
コスモファーマ薬局川尻店	日立市川尻町3-19-12	薬局(調剤)	福田 悟	平成30年12月1日
株式会社くすりのマルチ調剤薬局鮎川店	日立市鮎川町3-1-1	薬局(調剤)	鈴木 貴典	平成30年12月1日
訪問看護ステーションにしまぎ	取手市戸頭3-2-8	指定訪問看護事業所等	—	平成31年4月1日
いばらき診療所訪問看護ステーション	ひたちなか市高場5-3-13-206	指定訪問看護事業所等	—	平成31年4月1日
ひたちなか市医師会訪問看護ステーション	ひたちなか市石川町20-32	指定訪問看護事業所等	—	平成31年4月1日

#### 茨城県告示第1438号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例(平成21年茨城県条例第35号)第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	種類	題名	配給会社
3419	映画	冷たい女 闇に響くよがり声	オーピー映画
3420	映画	凌辱の人妻 ねらわれた股間	新東宝映画

#### 茨城県告示第1439号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 名称及び代表者氏名

ウエルシア薬局株式会社

代表取締役 水野 秀晴

##### (2) 住所

東京都千代田区外神田二丁目2番15号

#### 2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ウエルシア守谷ひがし野店  
守谷市ひがし野二丁目 2 番 7 外
- (2) 変更しようとする事項
  - ア 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 73 台  
(変更後) 44 台
  - イ 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 20 台  
(変更後) 16 台
  - ウ 廃棄物等の保管施設の容量  
(変更前) 14m<sup>3</sup>  
(変更後) 8 m<sup>3</sup>
  - エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
(変更前) 午前10時  
(変更後) 午前 9 時
  - オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前 9 時30分～翌午前 1 時 (一部午後 9 時)  
(変更後) 午前 8 時30分～翌午前 1 時
  - カ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 2 箇所  
(変更後) 1 箇所
  - キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前 8 時～午前10時  
(変更後) 午前 6 時～午後 9 時

- (3) 変更の年月日
  - ア, イ, ウ 平成31年 7 月 8 日
  - エ, オ, カ, キ 平成30年11月 8 日

- (4) 変更の理由  
運営計画の変更のため

- 3 届出年月日  
平成30年11月 7 日

- 4 縦覧の場所  
茨城県産業戦略部中小企業課

~~~~~

茨城県告示第1440号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガセンタートライアル筑西店  
筑西市玉戸字西新田1086-5 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)  
平成30年8月9日

## イ 変更した事項

## (ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 永田 久男  
(変更後) 代表取締役 楢木野 仁司

## (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 永田 久男  
(変更後) 代表取締役 楢木野 仁司

## (3) 届出年月日

平成30年7月27日

## 2 市町村の意見

特になし

## 3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

## 茨城県告示第1441号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年法律第77号) 第4条第7項の規定により、茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について (平成30年7月1日公表) を変更したので、同条第10項の規定において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について

(第4管理期間)

平成30年7月1日公表

平成30年11月19日改正

## 第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においては、くろまぐろは定置漁業、曳き釣り漁業、はえなわ漁業により、主に秋から冬にかけて本県全海域で漁獲されており、本県にとって重要な資源である。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。

- (3) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。あわせて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県連携の下、資源調査体制の充実化を図ることとする。
- (5) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定等の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第 2 くろまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

くろまぐろの管理の対象となる期間及び知事管理量は以下のとおりである。

|                                  |         |        |             |
|----------------------------------|---------|--------|-------------|
| くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。) | 7月～翌年3月 | 18.1トン | うち18トンを留保する |
| くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。) | 7月～翌年3月 | 6.0トン  |             |

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第 3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

(1) 数量の設定

本県の第 2 の知事管理量のうち小型魚の漁業協同組合 (以下「漁協」という。) 別採捕の種類別の数量 (以下「漁協別数量」という。) は以下の表 1 のとおりとする。なお、表 2 のとおり各漁協別採捕の種類別に主漁期を設定し、小型魚については、主漁期を除いて目的採捕を行わない。なお、主漁期後に漁協別数量に残量があった場合は、主漁期後の採捕を可とする。

また、本県の第 2 の知事管理量に変更があったときは、変更された知事管理量をもって表 3 に定める漁協別及び採捕の種類別の漁獲割合 (以下「漁獲割合」という。) に基づき設定した漁協別数量を表 1 としてよみかえるものとする。

(2) 漁業協同組合別漁獲枠の最低数量の設定

漁業者の操業機会を確保するために、本県の第 2 の知事管理量のうち漁協別数量の設定に当たっては、最低数量を設定することとし、表 3 で定めた漁獲割合に関係なくその漁協別数量は500kg とする。表 3 の漁獲割合に基づき漁協別数量を算出し、その数量が500kg に満たない漁協が生じた場合は、最低数量を当該漁協に配分した後、それ以外の漁協では、漁協間における漁獲割合を再計算した上で、残量を各漁協に配分する。

(3) 採捕の停止等の命令について

本県の小型魚の採捕の数量が、漁協別数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた漁協ごと、採捕の種類ごとに法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

表 1 小型魚の漁協別採捕の種類別の数量

| 漁 協 | 採捕の種類 | くろまぐろ小型魚の漁獲枠(トン)<br>(留保を除いた数量) |
|-----|-------|--------------------------------|
| 平 潟 | 曳き釣り  | 2.279                          |
| 大 津 | 曳き釣り  | 2.969                          |

| 漁 協   | 採捕の種類     | くろまぐろ小型魚の漁獲枠(トン)<br>(留保を除いた数量) |
|-------|-----------|--------------------------------|
| 川 尻   | 曳き釣り      | 1.756                          |
| 久慈町   | 定 置       | 0.662                          |
|       | 曳き釣り      | 1.063                          |
| 久慈浜丸小 | 曳き釣り      | 0.809                          |
| 磯 崎   | 曳き釣り      | 1.042                          |
| 那珂湊   | 曳き釣り      | 1.209                          |
| 大洗町   | 曳き釣り      | 0.500                          |
| 鹿島灘   | 曳き釣り      | 0.500                          |
| はさき   | 曳き釣り・はえなわ | 3.511                          |
| 合 計   |           | 16.300                         |

表 2 小型魚の漁協別採捕の種類別の主漁期

| 漁 協   | 採捕の種類     | 主漁期            |
|-------|-----------|----------------|
| 平 潟   | 曳き釣り      | 10, 11, 12月    |
| 大 津   | 曳き釣り      | 10, 11, 12月    |
| 川 尻   | 曳き釣り      | 10, 11, 12月    |
| 久慈町   | 定 置       | 10, 11, 12月    |
|       | 曳き釣り      | 10, 11, 12月    |
| 久慈浜丸小 | 曳き釣り      | 10, 11, 12月    |
| 磯 崎   | 曳き釣り      | 10, 11, 12月    |
| 那珂湊   | 曳き釣り      | 9, 10, 11, 12月 |
| 大洗町   | 曳き釣り      | 10, 11, 12月    |
| 鹿島灘   | 曳き釣り      | 10, 11, 12月    |
| はさき   | 曳き釣り・はえなわ | 11, 12, 1月     |

表 3 小型魚の漁協別採捕の種類別の漁獲割合

単位：%

| 漁 協   | 採捕の種類     | くろまぐろ小型魚の漁獲割合 |
|-------|-----------|---------------|
| 平 潟   | 曳き釣り      | 14.344        |
| 大 津   | 曳き釣り      | 18.793        |
| 川 尻   | 曳き釣り      | 10.985        |
| 久慈町   | 定 置       | 4.141         |
|       | 曳き釣り      | 6.646         |
| 久慈浜丸小 | 曳き釣り      | 5.07          |
| 磯 崎   | 曳き釣り      | 6.563         |
| 那珂湊   | 曳き釣り      | 7.621         |
| 大洗町   | 曳き釣り      | 2.224         |
| 鹿島灘   | 曳き釣り      | 1.529         |
| はさき   | 曳き釣り・はえなわ | 22.084        |
| 合 計   |           | 100.000       |

※期間別の数量については、表 2 で設定した主漁期を除いて小型魚の目的採捕を行わないので設定しないこと

とする。また、第 5(3)の協定が締結された場合は、協定に基づく管理措置を実施する。

第 4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

- ① 各漁協は急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下の報告基準に該当する場合は、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

| 漁 協                                                 | 採捕の種類 | 報告基準                                |
|-----------------------------------------------------|-------|-------------------------------------|
| 以下の 8 漁協<br>平潟・大津・川尻<br>久慈浜丸小・磯崎<br>那珂湊・大洗町・<br>鹿島灘 | 曳き釣り  | 出漁船のうち 1 隻に 100 キログラムを超える量の採捕があった場合 |
| 久慈町                                                 | 定 置   | 1 日 50 キログラムを超える量の採捕                |
|                                                     | 曳き釣り  | 出漁船のうち 1 隻に 100 キログラムを超える量の採捕があった場合 |
| はさき                                                 | 曳き釣り  | 出漁船のうち 1 隻に 100 キログラムを超える量の採捕があった場合 |
|                                                     | はえなわ  | 出漁船のうち 1 隻に 100 キログラムを超える量の採捕があった場合 |

- ② ①の本県への一報は、各漁協の担当者が所属組合員の漁獲量を取りまとめて、FAX にて数量報告する。なお、本県は各漁協と本県間の連絡体制（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡体制を含む）を別に定めるものとする。
- ③ ①の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者らが取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県に当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか、必要な指導を行うものとする。

| 採捕の種類        | 緊急の管理措置                                                                                           |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定 置          | 第 3(1)の表 1 に示した漁協別数量の 9 割に達するまでは、生存個体の放流に努め、急激な漁獲量の積みあがりを抑制し、9 割を超過する恐れがあるときは、生存個体全ての放流に努める。      |
| 曳き釣り<br>はえなわ | 当該漁協は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡をする。漁協は漁獲状況を詳細に把握し、第 3(1)の表 1 に示した漁協別数量の 9 割を超過するおそれがあるときは、目的操業を自粛する。 |

- ④ 本県は、1 日 500 キログラムを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 早期是正措置について

【採捕の数量の公表等について】

- ① 法第 8 条第 2 項の規定による本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合とは、本県の第 2 の知事管理量の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認める場合であり、その時点で県は当該採捕の数量を公表するものとする。
- ② また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の①の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量を持って本県の①の公表とする。

【早期是正措置】

○小型魚

- ① 知事管理量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき

・ 県全体の漁獲状況を各漁協と共有する。

・曳き釣り，はえなわ：各漁協は所属組合員の漁獲状況を詳細に把握し，第 3(1)の表 1 に示した漁協別数量の 9 割を超過するおそれがあるときは，目的操業を自粛する。

・定置網：生存個体は放流する。

② 知事管理量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき

・曳き釣り，はえなわ：目的操業の自粛を実施する。

・定置網：生存個体は全て放流する。

○大型魚

① 知事管理量の 5 割を超えるおそれがあると認めるとき

・曳き釣り，はえなわ：生存個体は全て放流する。

・定置網：生存個体は全て放流する。

第 5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取り組みを指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合，本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから，本県は国と協力しつつ，釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取り組みへの理解と協力の呼びかけを行うものとする。
- (3) 本県は，法第 13 条第 2 項の規定に基づく協定の締結に向け，各漁協と検討準備を進める。具体的には，主漁期の始まる時期を目途に協定内容を詰めて締結できるように努める。
- (4) 第 2 管理期間の超過量については，差引きがない場合の漁獲枠の 2 割を上限として 2 年間にわたって分割して差引くこととしており，第 4 管理期間からの漁獲枠超過量の差引き量は 0.5 トンである。なお，本県の第 2 の小型魚の知事管理量は差引き後の数量である。
- (5) 本県の第 3 管理期間の漁獲枠の残量見込みは 2 トンであるが，第 4 管理期間は管理期間が 9 か月間であることから，残量見込みは 1.8 トンとし，下表に当該残量見込みを上乗せした本県の第 4 管理期間の知事管理量を示す。

| 超過量の差引きをしない場合の数量<br>(12月分) | 第 2 管理期間の超過量のうち第 4 管理期間の差引き量<br>(12月分) | 9 か月分の平均比率 | 第 2 の小型魚の知事管理量<br>(9 か月分) | 第 3 管理期間の漁獲枠の残量見込み | 第 3 管理期間の漁獲枠の残量見込みを上乗せした第 4 管理期間の知事管理量 |
|----------------------------|----------------------------------------|------------|---------------------------|--------------------|----------------------------------------|
| ①                          | ②                                      | ③          | (①-②) ×<br>③<br>④         | 2.0 トン × ③<br>⑤    | ④ + ⑤                                  |
| 18.9 トン                    | 0.5 トン                                 | 90%        | 16.6 トン                   | 1.8 トン             | 18.4 トン                                |

※なお，法第 3 条第 2 項第 6 号に掲げるくろまぐろの数量が変更され，上表右欄の数量と同量の時は，当該数量を本県の第 2 の小型魚の知事管理量とする。

第 6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 本県の採捕の数量が第 2 の知事管理量のうち，小型魚は 9 割 5 分を超える時点で，大型魚は 9 割を超える時点で法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。
- (2) 我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能性を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は，その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから，当該公表の時点で，法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。
- (3) 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため，本県知事の採捕の停止命令（法第 10 条関係）が発出された際は，本県海面での遊漁者も命令の対象となる。

茨城県告示第1442号

県営奥野地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用排水施設）については、平成29年2月28日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第1443号

県営奥野地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用道路）については、平成28年3月18日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第1444号

平成12年9月20日付けで計画を確定した県営豊田南地区土地改良事業（地盤沈下対策）については、平成30年2月27日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第1445号

平成28年7月13日付けで変更計画を確定した県営横利根川地区土地改良事業（新農業水利システム保全整備事業・農業用水）については、平成30年3月30日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第1446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年11月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 那珂市瓜連1433番7地先から  
那珂市下大賀895番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年11月19日

## (教 育 委 員 会)

## 茨城県教育委員会告示第25号

茨城県県立学校管理規則（昭和35年茨城県教育委員会規則第6号）第32条及び茨城県県立高等学校学則（昭和35年茨城県教育委員会規則第7号）第14条の規定に基づき、平成31年度茨城県県立高等学校第1学年生徒募集の課程、学科及び定員について、次のように定める。

平成30年11月19日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

平成31年度茨城県県立高等学校第1学年生徒募集の課程、学科及び定員

## 【全日制課程】

| 学 校 名        | 学 科                                                | 募集定員                 | (募集定員の内数)            |                       |                   |
|--------------|----------------------------------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-------------------|
|              |                                                    |                      | 帰国子女<br>特例選抜<br>募集人員 | 外国人生徒<br>特例選抜<br>募集人員 | 特色選抜<br>募集人員      |
| 茨城県立高萩清松高等学校 | 総 合 学 科                                            | 人<br>200             | 2                    | 2                     | 60                |
| 茨城県立日立第一高等学校 | 普 通 科, サ イ エ ン ス 科<br>〔 普 通 科 〕<br>〔 サ イ エ ン ス 科 〕 | 240<br>(160)<br>(80) | 2                    | 2                     | 12                |
| 茨城県立日立第二高等学校 | 普 通 科                                              | 200                  | 2                    | 2                     | 30                |
| 茨城県立日立工業高等学校 | 機 械 科<br>電 気 科<br>情 報 電 子 科<br>工 業 化 学 科           | 80<br>40<br>40<br>40 | 2                    | 2                     | 16<br>8<br>8<br>8 |
| 茨城県立多賀高等学校   | 普 通 科                                              | 240                  | 2                    | 2                     | 41                |
| 茨城県立日立商業高等学校 | 商 業 科<br>情 報 処 理 科                                 | 160<br>40            | 2                    | 2                     | 40<br>10          |
| 茨城県立日立北高等学校  | 普 通 科                                              | 240                  | 2                    | 2                     | 24                |
| 茨城県立磯原郷英高等学校 | 普 通 科                                              | 160                  | 2                    | 2                     | 16                |
| 茨城県立太田第一高等学校 | 普 通 科                                              | 240                  | 2                    | 2                     | 12                |
| 茨城県立太田西山高等学校 | 普 通 科                                              | 240                  | 2                    | 2                     | 36                |
| 茨城県立大子清流高等学校 | 農 林 科 学 科<br>総 合 学 科                               | 40<br>80             | 2                    | 2                     | -                 |
| 茨城県立小瀬高等学校   | 普 通 科                                              | 80                   | 2                    | 2                     | -                 |
| 茨城県立常陸大宮高等学校 | 普 通 科<br>機 械 科<br>情 報 技 術 科<br>商 業 科               | 40<br>40<br>40<br>40 | 2                    | 2                     | -                 |
| 茨城県立水戸第一高等学校 | 普 通 科                                              | 320                  | 3                    | 2                     | -                 |
| 茨城県立水戸第二高等学校 | 普 通 科                                              | 320                  | 2                    | 2                     | -                 |

|                  |                        |               |   |   |    |
|------------------|------------------------|---------------|---|---|----|
| 茨城県立水戸第三高等学校     | 普通科                    | 240           |   |   | 12 |
|                  | 家政科                    | 40            | 2 | 2 | -  |
|                  | 音楽科                    | 30            |   |   | -  |
| 茨城県立緑岡高等学校       | 普通科, 理数科               | 280           | 2 | 2 | -  |
|                  | 〔普通科〕<br>〔理数科〕         | (240)<br>(40) |   |   |    |
| 茨城県立水戸農業高等学校     | 農業科                    | 40            |   |   | 2  |
|                  | 園芸科                    | 40            |   |   | 2  |
|                  | 畜産科                    | 40            |   |   | 2  |
|                  | 食品化学科                  | 40            | 2 | 2 | 2  |
|                  | 農業土木科                  | 40            |   |   | 2  |
|                  | 生活科学科                  | 40            |   |   | 2  |
|                  | 農業経済科                  | 40            |   |   | 2  |
| 茨城県立水戸工業高等学校     | 機械科                    | 80            |   |   | 12 |
|                  | 電気科                    | 80            |   |   | 12 |
|                  | 情報技術科                  | 40            | 2 | 2 | 2  |
|                  | 建築科                    | 40            |   |   | 6  |
|                  | 土木科                    | 40            |   |   | 6  |
|                  | 工業化学科                  | 40            |   |   | 4  |
| 茨城県立水戸商業高等学校     | 商業科                    | 120           |   |   | 30 |
|                  | 情報ビジネス科                | 80            | 2 | 2 | 8  |
|                  | 国際ビジネス科                | 80            |   |   | 8  |
| 茨城県立水戸桜ノ牧高等学校    | 普通科                    | 320           | 2 | 2 | 16 |
| 茨城県立水戸桜ノ牧高等学校常北校 | 普通科                    | 40            | 2 | 2 | 12 |
| 茨城県立勝田高等学校       | 普通科                    | 200           | 2 | 2 | -  |
| 茨城県立勝田工業高等学校     | 総合工学科                  | 240           | 2 | 2 | 24 |
| 茨城県立佐和高等学校       | 普通科                    | 240           | 2 | 2 | 36 |
| 茨城県立那珂湊高等学校      | 普通科                    | 40            | 2 | 2 | 8  |
|                  | 商業に関する学科               | 120           |   |   | 24 |
|                  | 〔会計ビジネス科〕              | (40)          |   |   |    |
|                  | 〔起業ビジネス科〕<br>〔情報ビジネス科〕 | (40)<br>(40)  |   |   |    |
| 茨城県立海洋高等学校       | 海洋技術科                  | 40            |   |   |    |
|                  | 海洋食品科                  | 40            | 2 | 2 | -  |
|                  | 海洋産業科                  | 40            |   |   |    |
| 茨城県立笠間高等学校       | 普通科                    | 120           |   |   | 12 |
|                  | 美術科                    | 30            | 2 | 2 | -  |
|                  | メディア芸術科                | 30            |   |   | -  |
| 茨城県立友部高等学校       | 普通科                    | 120           | 2 | 2 | -  |

|              |            |         |    |   |      |   |
|--------------|------------|---------|----|---|------|---|
| 茨城県立大洗高等学校   | 普通科        | 80      |    |   | 24   |   |
|              | 普通科(音楽コース) | 40      | 2  | 2 | 12   |   |
| 茨城県立東海高等学校   | 普通科        | 160     | 2  | 2 | 16   |   |
| 茨城県立茨城東高等学校  | 普通科        | 160     | 2  | 2 | 16   |   |
| 茨城県立那珂高等学校   | 普通科        | 160     | 2  | 2 | 24   |   |
| 茨城県立鉾田第一高等学校 | 普通科        | 280     | 2  | 2 | 28   |   |
| 茨城県立鉾田第二高等学校 | 農業科        | 40      |    |   | 4    |   |
|              | 食品技術科      | 40      | 2  | 2 | 4    |   |
|              | 総合学科       | 240     |    |   | 48   |   |
| 茨城県立玉造工業高等学校 | 工業に関する学科   | 160     | 2  | 2 | 16   |   |
|              | 機械科        | (40)    |    |   |      |   |
|              | 電気科        | (40)    |    |   |      |   |
|              | 機械・エネルギー科  | (40)    |    |   |      |   |
|              | 情報技術科      | (40)    |    |   |      |   |
|              | 普通科        | 200     | 2  | 2 | 22   |   |
|              | 茨城県立潮来高等学校 | 普通科     | 80 |   |      |   |
|              |            | 地域ビジネス科 | 40 | 2 | 2    | - |
| 人間科学科        |            | 40      |    |   |      |   |
| 茨城県立鹿島高等学校   | 普通科        | 280     | 3  | 3 | 39   |   |
| 茨城県立神栖高等学校   | 普通科        | 160     | 2  | 2 | -    |   |
| 茨城県立波崎高等学校   | 普通科        | 80      |    |   |      |   |
|              | 機械科        | 40      | 2  | 3 | -    |   |
|              | 電気科        | 40      |    |   |      |   |
|              | 工業化学・情報科   | 40      |    |   |      |   |
| 茨城県立波崎柳川高等学校 | 普通科        | 120     |    |   | -    |   |
|              | 普通科(体育コース) | 40      | 2  | 2 | 20以内 |   |
| 茨城県立土浦第一高等学校 | 普通科        | 320     | 4  | 4 | -    |   |
| 茨城県立土浦第二高等学校 | 普通科        | 320     | 2  | 2 | -    |   |
| 茨城県立土浦第三高等学校 | 普通科        | 120     |    |   | 18   |   |
|              | 商業に関する学科   | 120     | 2  | 2 | 30   |   |
|              | 商業科        | (40)    |    |   |      |   |
|              | 会計ビジネス科    | (40)    |    |   |      |   |
| 茨城県立土浦工業高等学校 | 情報処理科      | (40)    |    |   |      |   |
|              | 機械科        | 80      |    |   | 12   |   |
|              | 電気科        | 40      |    |   | 6    |   |
|              | 情報技術科      | 40      | 2  | 2 | 6    |   |
|              | 建築科        | 40      |    |   | 6    |   |
| 茨城県立土浦湖北高等学校 | 土木科        | 40      |    |   | 6    |   |
|              | 普通科        | 240     | 2  | 2 | 64   |   |

|                   |                |       |   |   |      |
|-------------------|----------------|-------|---|---|------|
| 茨城県立石岡第一高等学校      | 普通科            | 240   |   |   | 24   |
|                   | 園芸科            | 40    | 2 | 2 | 10   |
|                   | 造園科            | 40    |   |   | 10   |
| 茨城県立石岡第二高等学校      | 普通科            | 160   |   |   | 8    |
|                   | 生活デザイン科        | 40    | 2 | 2 | 2    |
| 茨城県立石岡商業高等学校      | 商業科            | 80    |   |   | 12   |
|                   | 情報処理科          | 40    | 2 | 2 | 6    |
| 茨城県立中央高等学校        | 普通科            | 160   |   |   | 16   |
|                   | 普通科(スポーツ科学コース) | 40    | 2 | 2 | 20以内 |
| 茨城県立竜ヶ崎第一高等学校     | 普通科            | 280   | 2 | 2 | 20   |
| 茨城県立竜ヶ崎第二高等学校     | 普通科            | 80    |   |   | 12   |
|                   | 商業科            | 40    | 2 | 2 | 12   |
|                   | 人間文化科          | 40    |   |   | 12   |
| 茨城県立竜ヶ崎南高等学校      | 普通科            | 120   | 2 | 2 | 24   |
| 茨城県立江戸崎総合高等学校     | 総合学科           | 200   | 2 | 2 | 40   |
| 茨城県立取手第一高等学校      | 総合学科           | 240   | 3 | 3 | 36   |
| 茨城県立取手第二高等学校      | 普通科            | 120   |   |   | 24   |
|                   | 家政科            | 40    | 2 | 2 | 2    |
| 茨城県立取手松陽高等学校      | 普通科            | 160   |   |   | 35   |
|                   | 美術科            | 30    | 2 | 2 | -    |
|                   | 音楽科            | 30    |   |   | -    |
| 茨城県立藤代高等学校        | 普通科            | 240   | 2 | 2 | 28   |
| 茨城県立藤代紫水高等学校      | 普通科            | 240   | 2 | 2 | 72   |
| 茨城県立牛久高等学校        | 普通科            | 240   | 4 | 2 | 36   |
| 茨城県立牛久栄進高等学校      | 普通科            | 320   | 4 | 3 | -    |
| 茨城県立筑波高等学校        | 普通科            | 120   | 2 | 2 | 12   |
| 茨城県立竹園高等学校        | 普通科, 国際科       | 320   | 6 | 3 | -    |
|                   | 普通科            | (240) |   |   |      |
|                   | 国際科            | (80)  |   |   |      |
| 茨城県立つくば<br>工科高等学校 | 機械科            | 40    |   |   | 12   |
|                   | ロボット工学科        | 40    |   |   | 12   |
|                   | 電気電子科          | 40    | 2 | 4 | 12   |
|                   | 建築技術科          | 40    |   |   | 12   |
| 茨城県立岩瀬高等学校        | 普通科            | 120   |   |   | -    |
|                   | 衛生看護科          | 40    | 2 | 3 | -    |
| 茨城県立真壁高等学校        | 普通科            | 40    |   |   | 2    |
|                   | 農業科            | 40    |   |   | 2    |
|                   | 食品化学科          | 40    | 2 | 4 | 2    |
|                   | 環境緑地科          | 40    |   |   | 2    |
| 茨城県立下館第一高等学校      | 普通科            | 280   | 2 | 2 | 14   |

|               |                    |       |   |   |    |
|---------------|--------------------|-------|---|---|----|
| 茨城県立下館第二高等学校  | 普 通 科              | 240   | 2 | 2 | 24 |
| 茨城県立下館工業高等学校  | 機 械 科              | 80    |   |   | 8  |
|               | 電 気 科              | 40    |   |   | 4  |
|               | 電 子 科              | 80    | 2 | 2 | 8  |
|               | 建 設 工 学 科          | 40    |   |   | 4  |
| 茨城県立明野高等学校    | 普 通 科              | 120   | 2 | 2 | 36 |
| 茨城県立下妻第一高等学校  | 普 通 科              | 280   | 2 | 2 | 28 |
| 茨城県立下妻第二高等学校  | 普 通 科              | 280   | 3 | 2 | 50 |
| 茨城県立結城第一高等学校  | 普 通 科              | 160   | 2 | 2 | -  |
| 茨城県立鬼怒商業高等学校  | 商 業 に 関 す る 学 科    | 200   | 2 | 2 | 40 |
|               | 〔 商 業 科 〕          | (160) |   |   |    |
|               | 〔 情 報 ビ ジ ネ ス 科 〕  | (40)  |   |   |    |
| 茨城県立石下紫峰高等学校  | 普 通 科              | 160   | 2 | 4 | -  |
| 茨城県立水海道第一高等学校 | 普 通 科              | 280   | 3 | 3 | 28 |
| 茨城県立水海道第二高等学校 | 普 通 科              | 120   |   |   | 24 |
|               | 商 業 科              | 80    | 2 | 2 | 16 |
|               | 家 政 科              | 40    |   |   | 8  |
| 茨城県立八千代高等学校   | 総 合 学 科            | 200   | 2 | 2 | 20 |
| 茨城県立古河第一高等学校  | 普 通 科              | 80    |   |   | -  |
|               | 商 業 に 関 す る 学 科    | 200   | 2 | 2 | 50 |
|               | 〔 流 通 ビ ジ ネ ス 科 〕  | (120) |   |   |    |
|               | 〔 会 計 ビ ジ ネ ス 科 〕  | (40)  |   |   |    |
| 茨城県立古河第二高等学校  | 〔 情 報 ビ ジ ネ ス 科 〕  | (40)  |   |   |    |
|               | 普 通 科              | 200   | 2 | 2 | 26 |
| 茨城県立古河第三高等学校  | 福 祉 科              | 40    |   |   | -  |
|               | 普 通 科              | 240   | 2 | 2 | 12 |
| 茨城県立総和工業高等学校  | 機 械 科              | 80    |   |   | 12 |
|               | 電 子 機 械 科          | 40    | 2 | 2 | 6  |
|               | 電 気 科              | 40    |   |   | 6  |
| 茨城県立三和高等学校    | 普 通 科              | 120   |   |   | -  |
|               | 普通科 (ヒューマンサービスコース) | 40    | 2 | 3 | -  |
| 茨城県立境高等学校     | 普 通 科              | 240   | 3 | 2 | 24 |
| 茨城県立岩井高等学校    | 普 通 科              | 160   | 2 | 2 | 16 |
| 茨城県立坂東総合高等学校  | 総 合 学 科            | 120   | 2 | 2 | -  |
| 茨城県立守谷高等学校    | 普 通 科              | 240   | 2 | 2 | 60 |
| 茨城県立伊奈高等学校    | 普 通 科              | 240   | 2 | 2 | 36 |

## 【定時制課程】

| 学 校 名         | 学 科                  | 募集定員    | (募集定員の内数)            |                       |              |
|---------------|----------------------|---------|----------------------|-----------------------|--------------|
|               |                      |         | 帰国子女<br>特例選抜<br>募集人員 | 外国人生徒<br>特例選抜<br>募集人員 | 特色選抜<br>募集人員 |
| 茨城県立高萩高等学校    | 普 通 科<br>( 午 前 の 部 ) | 人<br>80 | 2                    | 2                     | -            |
|               | 普 通 科<br>( 午 後 の 部 ) | 40      |                      |                       |              |
| 茨城県立日立工業高等学校  | 総 合 学 科<br>( 夜 間 制 ) | 40      | 2                    | 2                     | -            |
| 茨城県立太田第一高等学校  | 普 通 科<br>( 夜 間 制 )   | 40      | 2                    | 2                     | -            |
| 茨城県立水戸農業高等学校  | 農 業 科<br>( 昼 間 制 )   | 40      | 2                    | 2                     | -            |
| 茨城県立水戸南高等学校   | 普 通 科<br>( 昼 間 制 )   | 80      | 2                    | 2                     | -            |
|               | 普 通 科<br>( 夜 間 制 )   | 40      |                      |                       |              |
| 茨城県立鹿島灘高等学校   | 普 通 科<br>( 午 前 の 部 ) | 40      | 2                    | 2                     | -            |
|               | 普 通 科<br>( 午 後 の 部 ) | 40      |                      |                       |              |
|               | 普 通 科<br>( 夜 間 の 部 ) | 40      |                      |                       |              |
| 茨城県立土浦第一高等学校  | 普 通 科<br>( 夜 間 制 )   | 40      | 2                    | 4                     | -            |
| 茨城県立石岡第一高等学校  | 普 通 科<br>( 夜 間 制 )   | 40      | 2                    | 2                     | -            |
| 茨城県立竜ヶ崎第一高等学校 | 普 通 科<br>( 夜 間 制 )   | 40      | 2                    | 2                     | -            |
| 茨城県立莖崎高等学校    | 普 通 科<br>( 午 前 の 部 ) | 80      | 2                    | 2                     | -            |
|               | 普 通 科<br>( 午 後 の 部 ) | 40      |                      |                       |              |
|               | 普 通 科<br>( 夜 間 の 部 ) | 40      |                      |                       |              |

|              |              |    |   |   |   |
|--------------|--------------|----|---|---|---|
| 茨城県立結城第二高等学校 | 普通科<br>(午前部) | 40 | 2 | 2 | - |
|              | 普通科<br>(午後部) | 40 |   |   |   |
|              | 普通科<br>(夜間部) | 40 |   |   |   |
| 茨城県立古河第一高等学校 | 普通科<br>(夜間制) | 40 | 2 | 2 | - |

## 【通信制課程】

| 学 校 名       | 学 科      | 募集定員 |
|-------------|----------|------|
| 茨城県立水戸南高等学校 | 普通科      | 300  |
|             | ライフデザイン科 | 40   |

※1 帰国子女の特例入学者選抜及び外国人生徒の特例入学者選抜において、合格者数が各特例入学者選抜の募集人員に満たないときは、その満たない分は一般入学の募集人員に繰り入れる。

2 茨城県立日立第一高等学校の普通科及びサイエンス科、茨城県立緑岡高等学校の普通科及び理数科、茨城県立那珂湊高等学校の商業に関する学科、茨城県立玉造工業高等学校の工業に関する学科、茨城県立土浦第三高等学校の商業に関する学科、茨城県立竹園高等学校の普通科及び国際科、茨城県立鬼怒商業高等学校の商業に関する学科並びに茨城県立古河第一高等学校の商業に関する学科は、くくり募集とする。

3 茨城県立日立第一高等学校の募集定員には、附属中学校からの入学予定者80人を含む。

4 連携型中高一貫教育校である茨城県立小瀬高等学校については、連携型入学者選抜を実施し、その募集人員を56人程度とする。

なお、連携型入学者選抜の合格者数が連携型入学者選抜の募集人員に満たないときは、その満たない分は一般入学の募集人員に繰り入れる。

5 茨城県立水戸南高等学校通信制課程ライフデザイン科に出願できる者は、同校と技能連携教育を行う施設に在学する者に限る。

6 特色選抜実施校(分野別募集人員を定める学校・学科)別分野別募集人員については、次のとおりとする。

## 【平成31年度特色選抜実施校(分野別募集人員を定める学校・学科)別分野別募集人員】

| 学 校 名        | 学 科<br>〔普通科コース〕 | 特色選抜募集人員<br>(募集定員の内数) | 分野別募集人員<br>(特色選抜募集人員の内数) |    |
|--------------|-----------------|-----------------------|--------------------------|----|
| 茨城県立高萩清松高等学校 | 総合学科            | 60                    | 人 体育                     | 40 |
|              |                 |                       | 文化・芸術・奉仕活動・生徒会活動         | 20 |
| 茨城県立日立第二高等学校 | 普通科             | 30                    | 体育                       | 20 |
|              |                 |                       | 文化・生徒会活動                 | 10 |
| 茨城県立多賀高等学校   | 普通科             | 41                    | 文化・芸術                    | 2  |
|              |                 |                       | 体育                       | 39 |
| 茨城県立太田西山高等学校 | 普通科             | 36                    | 体育・文化                    | 31 |
|              |                 |                       | 生徒会活動・奉仕活動               | 5  |

|               |          |    |             |    |
|---------------|----------|----|-------------|----|
| 茨城県立佐和高等学校    | 普通科      | 36 | 体育          | 26 |
|               |          |    | 文化          | 10 |
| 茨城県立東海高等学校    | 普通科      | 16 | 体育          | 13 |
|               |          |    | 文化・芸術       | 3  |
| 茨城県立鉾田第二高等学校  | 農業科      | 4  | 体育          | 2  |
|               |          |    | 文化・生徒会活動    | 2  |
|               | 食品技術科    | 4  | 体育          | 2  |
|               |          |    | 文化・生徒会活動    | 2  |
|               | 総合学科     | 48 | 体育          | 36 |
|               |          |    | 文化・生徒会活動    | 12 |
| 茨城県立鹿島高等学校    | 普通科      | 39 | 体育          | 36 |
|               |          |    | 文化・生徒会活動    | 3  |
| 茨城県立土浦湖北高等学校  | 普通科      | 64 | 体育          | 55 |
|               |          |    | 文化・生徒会活動    | 9  |
| 茨城県立江戸崎総合高等学校 | 総合学科     | 40 | 体育          | 30 |
|               |          |    | 文化・芸術・生徒会活動 | 10 |
| 茨城県立取手松陽高等学校  | 普通科      | 35 | 体育          | 32 |
|               |          |    | 文化・芸術       | 3  |
| 茨城県立筑波高等学校    | 普通科      | 12 | 体育・文化・芸術    | 6  |
|               |          |    | 奉仕活動・生徒会活動  | 6  |
| 茨城県立明野高等学校    | 普通科      | 36 | 体育          | 24 |
|               |          |    | 文化・生徒会活動    | 12 |
| 茨城県立鬼怒商業高等学校  | 商業に関する学科 | 40 | 体育          | 30 |
|               |          |    | 文化・生徒会活動    | 10 |

茨城県教育委員会告示第26号

茨城県立特別支援学校学則（昭和46年茨城県教育委員会規則第11号）第13条の規定に基づき、平成31年度茨城県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒の募集について、次のように定める。

平成30年11月19日

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏 一

| 学 校 名         | 部           | 学 科 | 学 年 等     | 募 集 人 員 | 備 考 |       |
|---------------|-------------|-----|-----------|---------|-----|-------|
| 茨 城 県 立 盲 学 校 | 幼 稚 部       |     | 3 歳 児     | 6 人     |     |       |
|               |             |     | 4 歳 児     | 6 人     |     |       |
|               |             |     | 5 歳 児     | 6 人     |     |       |
|               | 高 等 部 本 科   |     | 普 通 科     | 第 1 学 年 | 8 人 |       |
|               |             |     | 保 健 理 療 科 | 第 1 学 年 | 8 人 |       |
|               | 高 等 部 専 攻 科 |     | 保 健 理 療 科 | 第 1 学 年 | 8 人 | 3 年 制 |
|               |             |     | 理 療 科     | 第 1 学 年 | 8 人 | 3 年 制 |

|                |        |                            |         |     |       |
|----------------|--------|----------------------------|---------|-----|-------|
| 茨城県立水戸聾学校      | 幼稚園部   |                            | 3 歳 児   | 12人 |       |
|                |        |                            | 4 歳 児   | 6人  |       |
|                |        |                            | 5 歳 児   | 6人  |       |
| 茨城県立水戸聾学校      | 高等部本科  | 普通科<br>産業工芸科<br>被服科<br>理容科 | 第 1 学 年 | 24人 |       |
|                | 高等部専攻科 | 産業工芸科<br>被服科<br>理容科        | 第 1 学 年 | 8人  | 1 年 制 |
| 茨城県立霞ヶ浦聾学校     | 幼稚園部   |                            | 3 歳 児   | 12人 |       |
|                |        |                            | 4 歳 児   | 6人  |       |
|                |        |                            | 5 歳 児   | 6人  |       |
| 茨城県立常陸太田特別支援学校 | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 48人 |       |
| 茨城県立北茨城特別支援学校  | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 24人 |       |
| 茨城県立水戸特別支援学校   | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 32人 |       |
| 茨城県立水戸飯富特別支援学校 | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 48人 |       |
| 茨城県立水戸高等特別支援学校 | 高等部    | 産業科                        | 第 1 学 年 | 48人 |       |
| 茨城県立友部特別支援学校   | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 40人 |       |
| 茨城県立友部東特別支援学校  | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 24人 |       |
| 茨城県立勝田特別支援学校   | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 48人 |       |
| 茨城県立鹿島特別支援学校   | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 56人 |       |
| 茨城県立土浦特別支援学校   | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 40人 |       |
| 茨城県立石岡特別支援学校   | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 40人 |       |
| 茨城県立美浦特別支援学校   | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 56人 |       |
| 茨城県立伊奈特別支援学校   | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 48人 |       |
| 茨城県立つくば特別支援学校  | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 56人 |       |
| 茨城県立下妻特別支援学校   | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 24人 |       |
| 茨城県立結城特別支援学校   | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 48人 |       |
|                |        | ビジネス・<br>ライフ科              |         | 16人 |       |
| 茨城県立協和特別支援学校   | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 40人 |       |
| 茨城県立境特別支援学校    | 高等部    | 普通科                        | 第 1 学 年 | 48人 |       |

## 公 告

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番571

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市白梅四丁目6番39-2号

有限会社MANANO

取締役 鈴木 学

## ●道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり廃止した。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

| 廃止番号         | 廃止年月日       | 申請者                                    |                     | 道路の位置                                | 道路の幅員及び延長    |               |
|--------------|-------------|----------------------------------------|---------------------|--------------------------------------|--------------|---------------|
|              |             | 氏名                                     | 住所                  |                                      | 幅員           | 延長            |
| 建指指令<br>第95号 | 平成30年11月12日 | コスモ綜合<br>建設株式会<br>社 代表取<br>締役 池田<br>勇夫 | 水戸市けやき台二丁<br>目13番地2 | 那珂市菅谷字南原551<br>番8, 同番9, 同番10<br>の各一部 | メートル<br>4.00 | メートル<br>30.60 |

## ●道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり廃止した。

平成30年11月19日

茨城県知事 大井川 和彦

| 廃止番号         | 廃止年月日      | 申請者   |                   | 道路の位置                 | 道路の幅員及び延長       |               |
|--------------|------------|-------|-------------------|-----------------------|-----------------|---------------|
|              |            | 氏名    | 住所                |                       | 幅員              | 延長            |
| 鹿セ建指令<br>第5号 | 平成30年8月28日 | 額賀 幸一 | 鹿嶋市大字下塙1393<br>番地 | 鹿嶋市大字下塙字川岸<br>269番の一部 | メートル<br>4.1～4.4 | メートル<br>22.20 |

( 警 察 本 部 )

## ●落札者等の公示

茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条に基づき、次のとおり公示します。

平成30年11月19日

茨城県警察本部長 種部 滋 康

〔掲載順序〕

- ①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は

随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合は、その理由 ⑨その他必要事項

①元号改正に伴う警察情報管理システム改修業務委託 1 式 ②茨城県警察本部会計課 水戸市笠原町978番 6 ③平成30年 9 月10日 ④日本電気株式会社 茨城支店 水戸市三の丸 1 - 1 - 25 ⑤153,573,408円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税11,375,808円) ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条及び地方自治法第234条第 2 項の規定により随意契約

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)